

## 静岡市ホームレス対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に基づき、静岡市におけるホームレスの自立の支援等を推進するため、静岡市ホームレス対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホームレスの自立の支援等の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ホームレス対策に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (作業部会)

第6条 第2条に規定する所掌事項について、調査研究及び資料の作成等を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課生活支援・自立推進係長の職にある者及び別表に掲げる職にある委員がその所属職員のうちから指名するものをもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課生活支援・自立推進係長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」

とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民局生活安心安全課長
観光交流文化局スポーツ振興課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予防課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所清水支所長
経済局商工部商業労政課長
都市局都市計画部公園整備課長
都市局建築部住宅政策課長
建設局土木部土木管理課長
建設局道路部道路保全課長
建設局道路部葵南道路整備課長
葵区葵福祉事務所生活支援課長
駿河区駿河福祉事務所生活支援課長
清水区清水福祉事務所生活支援課長